

山梨県山・陸砂利採取計画認可事務取扱要綱の基本方針

昭和54年 3月 9日 商第3-20号
(一部改正) 平成 6年 3月 31日 森保第3-34号
(一部改正) 平成14年 6月 28日 森整7第6-7号
(一部改正) 平成20年 3月 17日 森整第1939号

第2条 (認可の対象) 関係

- 1 第1号中の「砂利採取業の法人化された団体」とは、現在のところ次の団体をいう。
 - (1) 山梨県砂利協同組合
 - (2) 身延砂利協同組合
 - (3) 富士川中流砂利協同組合
 - (4) 早川砂利協同組合
- 2 第1号、第2号及び第3号の「災害の防止計画」とは、採取前、採取中、採取後の災害未然防止計画（土留、築堤、防護柵等の設置計画）をいい、台風、集中豪雨等の災害防止も含むものとする。
- 3 第2号中の「保証能力が十分あると認められる県内砂利採取業者」とは、その採取規模、過去の実績により勘案するとともに第2条第1号に該当する団体の構成員で、次の者をいうものとする。
 - (1) 県内に本社を持つ砂利採取業者
 - (2) 県外に本社を持つが県内に砂利採取場を有している砂利採取業者
- 4 第2号中の「県発注工事の入札参加資格を有する県内建設業者で知事が適当と認めた者」とは、現に建設業法第3条第1項第2号で規定する土木工事業に係る特定建設業の許可を受け、当該保証に係る採取計画の認可申請の日前3年以上継続して特定建設業（土木工事に係るもの）を営んだ実績を有し、県発注工事の入札参加資格を有する県内建設業者で、格付Aの者。
- 5 第3号中の「知事が適当と認めた者」とは、申請者の事業能力を勘案するとともに災害等の防止計画及び跡地整理等の保証につき第1号及び第2号と同等以上の担保がなされている者であること。

第3条 (認可申請書及び添付書類) 関係

- 1 第11号イの境界確認書は、第6条第5号ウに掲げる公共物件等のうち、同意にあたり境界が確認されている場合、又は他法令の認可に基づき、既に境界が確認されている場合は、必要のないものとする。
- 2 第11号イ中の「砂利採取場に隣接する」とは、当該採取計画に係る掘削区域、新增設する搬出路その他の施設（土地の形状を変更するもの）の敷地に隣接する場合をいうものとする。

第6条（認可基準）関係

1 第3号中の「埋戻しが採取計画どおり」とは、第3条第11号クの砂利採取工程表を基に現地調査し確認するものとする。

附 則

一部改正 平成 6年 3月31日

一部改正 平成14年 6月28日

この基本方針の変更による施行日前、第2条関係（1）アにより市町村長が行った預託契約についてはなお従前の例による。

一部改正 平成20年 3月17日

この基本方針の施行前に採取計画の認可を受けているもの又は認可申請書の提出があったものについては、当該採取計画の認可期間が満了するまでは、なお従前の例による。